

加古川市中小企業経営指導事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日 産業経済部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市中小企業経営指導事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲並びに補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助申請者は、規則第 5 条に規定する補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付申請の添付書類)

第 4 条 規則第 5 条第 4 号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 兵庫県に提出した補助事業計画書の写し
- (2) 兵庫県から通知された補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他予定する事業内容を確認できる書類

(概算払)

第 5 条 補助金は、概算払にて交付することができる。

(変更申請の添付書類)

第 6 条 規則第 13 条第 1 項第 4 号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 兵庫県に提出した補助事業変更計画書の写し
- (2) 兵庫県から通知された補助金交付決定変更通知書の写し
- (3) その他変更する事業内容を確認できる書類

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 兵庫県に提出した補助事業支払明細書の写し
- (4) 兵庫県に提出した補助事業実績書の写し
- (5) その他事業実施を証する書類の写し

(補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日又は別表に規定する県補助事業終了日のいずれか早い日をもってその効力を失う。

別表（第 2 条関係）

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	加古川商工会議所が「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）」第 4 条第 1 項に基づいて行う市内小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業等」という。）に係る経費の一部を補助することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図ることを目的とする。
補助金等の範囲	対象となる者	加古川商工会議所
	対象となる経費	加古川商工会議所が経営改善普及事業等を実施するために必要な経費であって、兵庫県の「地域経済活性化支援費補助」（以下「県補助事業」という。）に掲げる以下のうち、兵庫県知事が必要かつ適当と認めた経費 ・ 補助対象職員設置費 ・ 事務局長等設置費 ・ 育児休業代替職員設置費 ・ 伴走型指導員、支援員設置費 ・ 基礎的事業費 ・ 資質向上対策事業費 ・ 経営指導推進費 ・ 小規模事業施策普及費 ・ 指導施設建設費 ・ 若手後継者等育成事業費 ・ 広域連携等対策事業費
補助金等の補助率及び額	補助率	県補助事業による補助金の額（補助金交付申請日の属する年度に交付を受けたものに限る。）の 10 分の 1
	補助金の額	・ 予算の範囲内において、県補助事業の対象となる経費から県補助事業による補助金の額を差し引いた額を上限とする。 ・ 1 万円未満切捨て

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

印

（代表者氏名 ）

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）		